

第五十九南極特別保護地区管理計画

アデア岬(第22南極史跡記念物「C. ボルヒグレヴィンク及びスコットの北隊の歴史的小屋」及びその周辺)

1. 保護を必要とする価値の記述

本地区の歴史的価値は、勧告VII-9(1972)において第22南極史跡記念物として記載されている通り、正式に認められている。本地区は、措置1(1998)において第29特別保護地区として指定され、決議1(2002)において第159南極特別保護地区として再指定された。管理計画は見直しを行い、改訂版は措置2(2005)及び措置11(2011)で採択された。

地区内には3つの主要な建造物がある。2つの小屋はCarsten. E. ボルヒグレヴィンク率いる英国南極サザン・クロス(Southern Cross)探検隊(1898-1900)が1899年2月に建てたものである。一つは生活小屋、もう一つは保管庫として利用された。これらは南極大陸の初めての越冬のために使用された。崩れかけた小屋がボルヒグレヴィンク小屋の北30mに残っている。この小屋は、ロバート・ファルコン・スコットのイギリス南極テラ・ノヴァ遠征隊(1910-1913)のビクター・L・A・キャンベル率いる北部隊が1911年2月に建てた3番目のものである。北部隊は1911年の冬をこの小屋で過ごした。

これらの特徴に加え、地区内にはその他の歴史的遺物が多くある。これらには、保管デポ、トイレ、サザン・クロス号の2つの錨、テラ・ノヴァ船の氷錨、練炭品が含まれる。地区内のその他の歴史的遺物はグアノに埋まっている。3つの小屋とこれに関連する歴史的遺物は、合わせて史跡記念物No. 22となっている。

アデア岬は、南極大陸に初めて建物を設置したことを含め、南極における当初の人間活動の重要な地点の一つである。南極探検のヒーロー時代の重要なシンボルであり、それ自体が歴史上、非常に重要である。南極における地球科学、気象、動植物相の研究で最も古いものの一部は、本地点を拠点とした2つの最古の探検隊に関連している。南極の理解と認識のために彼らが行ったこれらの活動の歴史及び貢献は、この地区に重要な科学的、景観的、歴史的価値を与えている。

アデア岬は、南極環境ドメイン分析(決議3, 2008)では環境U-北ヴィクトリア・ランド地質、また南極保護生物地理区(決議6, 2012)では地理区8-北ヴィクトリア・ランドに属している。環境Uに含まれる他の保護地区は、ASPA106、165、173及び175である。

2. 目的

本管理計画の目的は、地区及び保存する価値のある特徴の保護である。計画の目的は以下のとおりである：

- ・本地区の価値の悪化または価値への重大なリスクの回避
- ・以下の内容を含む計画された保全活動を通じた歴史的価値の維持
 - a. 「オンサイト」の維持
 - b. 人工物及び構造物の状況及びそれらに影響する要素のモニタリング
 - c. 地区内外での行う人工物保護
- ・以下に示す内容を含む地区の価値及び特徴の保護に対応する管理活動の許可：
 - a. 小屋及びその周囲にある歴史的アイテムの配置の地図化及びその他の記録
 - b. その他関連する歴史的データの記録
- ・管理されたボルヒグレヴィンク小屋への立ち入りによる地区及びその特徴、人工物に対する人間による不必要な攪乱の防止。

3. 管理活動

- ・地区内のサザン・クロス小屋及び関連する建造物及び人工物に対して、保護作業に関する定期的なプログラムが実施される必要がある。
- ・管理目的のために、訪問は必要に応じて行われなければならない。
- ・現在の訪問者制限による影響及び結果を評価し、本管理計画の見直しを含む管理に関連する提案を行うため、系統的なモニタリングが実施される必要がある。

- ・地区内で行われている国の南極プログラム又はそれに興味があるものは、上記の管理活動の実施を確保する目的で合議しなければならない。
- ・本地区の地図を含む本管理計画の写しは、一番近い稼働中の調査基地／観測基地で入手できるようにしなければならない。また本地区及びその周辺を訪れる船舶にも提供される。

4. 指定の期間

指定の期間は無期限である。

5. 地図

地図A: アデア岬の地域図。この地図は、重要な地形の特徴を含むアデア岬地域の地区の境界を示す。また、地区内の重要な歴史的遺物のおおよその位置を示す。

地図B: アデア岬の地区図。この地図は、地区内の個別の歴史的遺物及び建造物のおおよその位置を示す。

6. 本地区の記述

6(i) 地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

アデア岬はヴィクトリア島の北端にあり、ほぼ無氷のよく目立つ火山岬であり、ロス海への西からの接近路の目印となっている。本地区はアデア岬の南西にあり、砂利浜から成る広く平坦な三角州を囲むリドリー浜南岸に位置する。

平坦地全体及びエイデア半島の西斜面下方は、南極でもっとも大きなアデリーペンギン (*Pygoscelis adeliae*) 繁殖地の一つに占められている。ペンギンはほぼ完全に本地区を占領しており、攪乱を回避することが小屋へのアクセスの妨げとなることしばしばある。

本地区の境界線は、

- ・北は、北隊の小屋の北50mに引かれた東西線。
- ・東は、ボルヒグレヴィンク保管小屋の東50mに引いた南北の線。境界北東角は南緯71度18.502分、東経170度11.735分で、南東角は南緯71度18.633分、東経170度11.735分である。
- ・西は、ボルヒグレヴィンク生活小屋の西50mに引いた南北の線。境界北西角は南緯71度18.502分、東経170度11.547分で、南西角は南緯71度18.591分、東経170度11.547分である。
- ・南は、リドリー浜の高潮線。

オオトウゾクカモメ (*Catharacta maccormicki*) が付近で営巣し、またウェッデルアザラシ (*Leptonychotes weddellii*) が海浜に沿って上陸する。

6(ii) 本地区への立ち入り

地区の周辺には指定されたヘリコプター・パッドはない。ペンギン類及びトウゾクカモメ類を攪乱することなくヘリコプターを運航することが難しいため、夏期のほとんどはヘリコプターの着陸は避けなければならない。氷や波の条件が許せば、ボートによる海からの上陸又は海氷上の車両の移動は直接海岸に行くことができる。海岸から地区への立ち入りは徒歩とする。地区内の人工物への損害及び建造物やその周りで営巣している鳥類への攪乱を避けるよう注意する必要がある。

6(iii) 本地区内及び本地区の付近にある建造物の位置

南極条約の盾を除き、本地区内の全ての建造物は歴史的起源を持つものである。地区の最大の特徴には、ボルヒグレヴィンクのサザン・クロス探検隊の生活小屋及び屋根なしの保管庫が含まれる。

スコットの北隊の小屋はボルヒグレヴィンク生活小屋の北30mに位置するが、すでに崩壊した状態である。

これらの建造物に加えて、本地区の周囲に他にも多くの歴史的遺物が分布している。それらには保管デポ、トイレ、サザン・クロス号の2つの錨、テラ・ノヴァ号の氷錨、石炭の蓄えが含まれる。これらの多くは本地区を占めるアデリーペンギンのグアノによって部分的あるいは完全に覆われている。

ニコライ・ハンセン(サザン・クロス探検隊の生物学者)の墓(第23南極史跡記念物)は、歴史的小屋の北東約1.5kmに位置している。これは、鉄の十字架、真鍮の盾、石英の小石で印が付けられた白い十字架がある巨礫でマークされている。

6(iv) 地区付近にあるその他の保護地区の位置

最も近いASPは第106南極特別保護地区(前SPA7)で、南に約115km、ハレット岬の西側に位置する。

6(v) 本地区内の特別区域

本地区内に特別区域はない。

7. 許可証の条件

本地区への立ち入りは、許可証に従う場合を除き、禁止されている。許可証は適当な国内当局のみによって発行され、一般的な及び特別な条件を含めることが可能である。国内当局は、1シーズン内の多くの訪問を対象とした一つの許可証を発行することが可能である。地区内で活動しているパーティは、本地区訪問に関心のある団体や組織と互いに相談し、訪問者数が超過しないようにしなければならない。

地区に立ち入る許可証は以下の活動を対象に期間を定めて発行することができる。

- ・ 保全、研究及び/又はモニタリングの目的に関係した活動
- ・ 本管理計画の目的を支援する管理活動
- ・ 当該活動が本管理計画の目的に矛盾しない場合、観光も含む教育またはレクリエーションに関連する活動

7(i) 本地区への出入りの経路及び本地区内での移動

- ・ 本地区内にある多くの脆弱な歴史的地物の周囲の混雑によるダメージ及び野生生物への攪乱を防ぐため、地区内での移動を制限する必要がある。地区内の人数(小屋内の人数も含む)は常に最大40人とする。
- ・ ボルヒグレヴィンク小屋内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、小屋内での移動を制限する必要がある。小屋内の人数(ガイドも含む)は常に最大4人とする。
- ・ ボルヒグレヴィンク小屋のインテリアへの累積的影響を回避するため、年間訪問者数を制限する必要がある。現在の小屋の訪問者数は年毎に大きく変化する(1998/99年から2013/14年の間で、平均181人/年)が、ロス海地域の他の歴史的小屋への訪問者による影響と同様の制限を適用すべきである。年間最大訪問者数は2,000人とする。
- ・ これらの制限は現在の訪問レベル及び保全に関する諮問機関(諮問機関は、保存管理者、考古学者、歴史学者、博物館学者及びその他の歴史保護の専門家を含む)の最善で有効な助言をもとに設定されている。この制限は、現在の訪問者数が大きな増加が保護すべき価値に悪影響を及ぼすであろうという提案に基づいている。訪問者による影響の評価を目的とした継続的なモニタリングは、特に現在の訪問者に対する制限が適当であったかどうかなど、管理計画の将来の改訂の基礎となるものが提供される。
- ・ 混雑や7(ii)で決められた行動規範に反した活動による損害を回避するため、地区の訪問を適切に管理する必要がある。観光、教育、レクリエーションに係わる訪問全ては、主宰者が登録した経験あるガイドによって管理される必要がある(7(ix)項参照)。
- ・ 地区内でのヘリコプターの上陸は禁止されている。
- ・ 航空機による本地区又は本地区付近の上空での飛行は、最低基準として、決議2(2004)に含まれる。「南極における鳥類密集地付近での航空機操縦に関するガイドライン」に従って行うものとする。
- ・ 地区内での車両の使用は禁止されている。

7(ii) 地区内で実施することのできる活動

地区内で実施することのできる活動には以下のものが含まれる。

- ・ 保全目的の訪問

- ・観光を含む教育上及び/又はレクリエーション上の訪問
- ・地区の価値を損なわない科学活動

訪問者は、許可証で明記されている保全、研究、モニタリング、管理上の活動など特に必要がある場合を除き、行動規範に従う必要がある。

- ・床の摩耗を減少させるため、小屋に立ち入る前に備え付けのブラシを使用し、長靴から砂、スコリア、氷、雪を完全に落とすこと。また、床を傷つける金属製のスパイクではなく、底が平らなゴム製の三脚または一脚のみが使用可能である。
- ・塩の粒子は金属物の腐食を進行させるため、海水で濡れた衣服、長靴からの海水の破片などは全て除去すること。
- ・小屋内になる物品や家具は触ったり、移動したり、座ってはいけない。人工物に触れることはダメージを与える。
- ・狭い場所が多く遺物に偶然ぶつかることがあるため、室内ではリュックを背負わないこと。また、小屋内で1回当たりの最大人数(4名)となった場合は、三脚や一脚の使用を避けること。
- ・地点の周辺を移動するときは、雪で隠れた物を踏まないよう十分に注意し、指定された歩行路上にとどまること。
- ・火は非常に危険なため、小屋内又はその周囲でのランタン形式の燃焼の使用、裸火又は喫煙は禁止されている。
- ・訪問は供給されたノートに記録されなければならない。これにより、小屋の中で自動的に記録される温度及び湿度に關係する訪問の時間及びレベルを考慮することができる。

7(iii) 建造物の設置、改築または除去

- ・1. で明記された地区の価値に悪影響を与えない保全又は科学活動を除き、本地区内での新たな建造物の建設、科学機材の設置を実施してはいけない。
- ・7(vii)の規定に従って発給された許可証に明記されていない場合は、歴史的建造物を地区から除去してはいけない。

7(iv) 野営地の位置

- ・生活目的での地区内の歴史的な小屋又はその他の建造物の使用は許可されない。
- ・いかなる状況においても地区内の野営は行えない。

7(v) 地区内に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

- ・生きている生物、植物体、土壌又は微生物を本地区内へ持ち込んではいけない。
- ・食品を本地区内に持ち込んではいけない。
- ・許可された科学的、保全上の目的のみ化学物質を持ち込むことができる。歴史的建造物又は関連する遺品の保全に関連する必要不可欠な目的のために必要な場合を除き、燃料を含む化学物質又はその他の化学物質は、地区内に残置してはいけない。
- ・持ち込む全ての物質は、不必要になった時点及び関連する許可証で明記された期日前に除去されなければならない。

7(vi) 在来の植物及び動物の採捕またはこれらに対する有害な干渉

- ・環境保護議定書附属書Ⅱ第3条に基づき、当該目的のため、適当な国内当局から特別に発行された許可証に従う場合を除き、この活動は禁止されている。
- ・動物の採捕又は有害な干渉が生じる場合は、最低限の基準として、SCARの「南極における科学目的のための動物の利用に関する行動規範」に従わなければならない。

7(vii) 許可証の所持者によって持ち込まれた以外の物の収集

- ・適切な国家当局が発行した許可証に明記されている場合のみ、本管理計画の目的と一致した保全上又は科学的理由により、本地区から物質を収集及び除去することができる。
- ・環境上又は人間の健康に悪影響を及ぼす物質は、許可証に従い、以下の基準の1項目以上該当する場合、処理のために本地区から撤去することができる。
 - i. 自然環境、野生生物又は、人間の健康及び安全への影響がある人工物

- ii. 合理的に保全する必要がない状態が悪いもの
- iii. 小屋、その居住者又は南極の歴史を理解する上で全く重要でないもの
- iv. 地区又は小屋の景観上、意味のない又は景観を損なうもの
- v. 固有又は希少でないもの

この場合の活動は、以下の通りとする。

- i. 適当な文化財保護の専門知識を有するパーティによる実施。
 - ii. 地区の保全活動に関する全体計画の一部。
- ・国内機関は、人工物の除去及び上記基準による評価全てが、適切な文化財保護の専門知識を持つ人材により実施されることを確保しなければならない。
 - ・歴史上高い価値を持つと判断される人工物であり、現在の適用可能な技術では地区では保全することができないものは、当該物を無事に戻すことができる時期まで、コントロールされた環境で保管する目的で、許可証に従い撤去することができる。

7(viii) 廃棄物の処理

研究パーティ又は訪問者から発生する汚水、排水及びその他の廃棄物全ては、本地区から撤去しなければならない。

7(ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

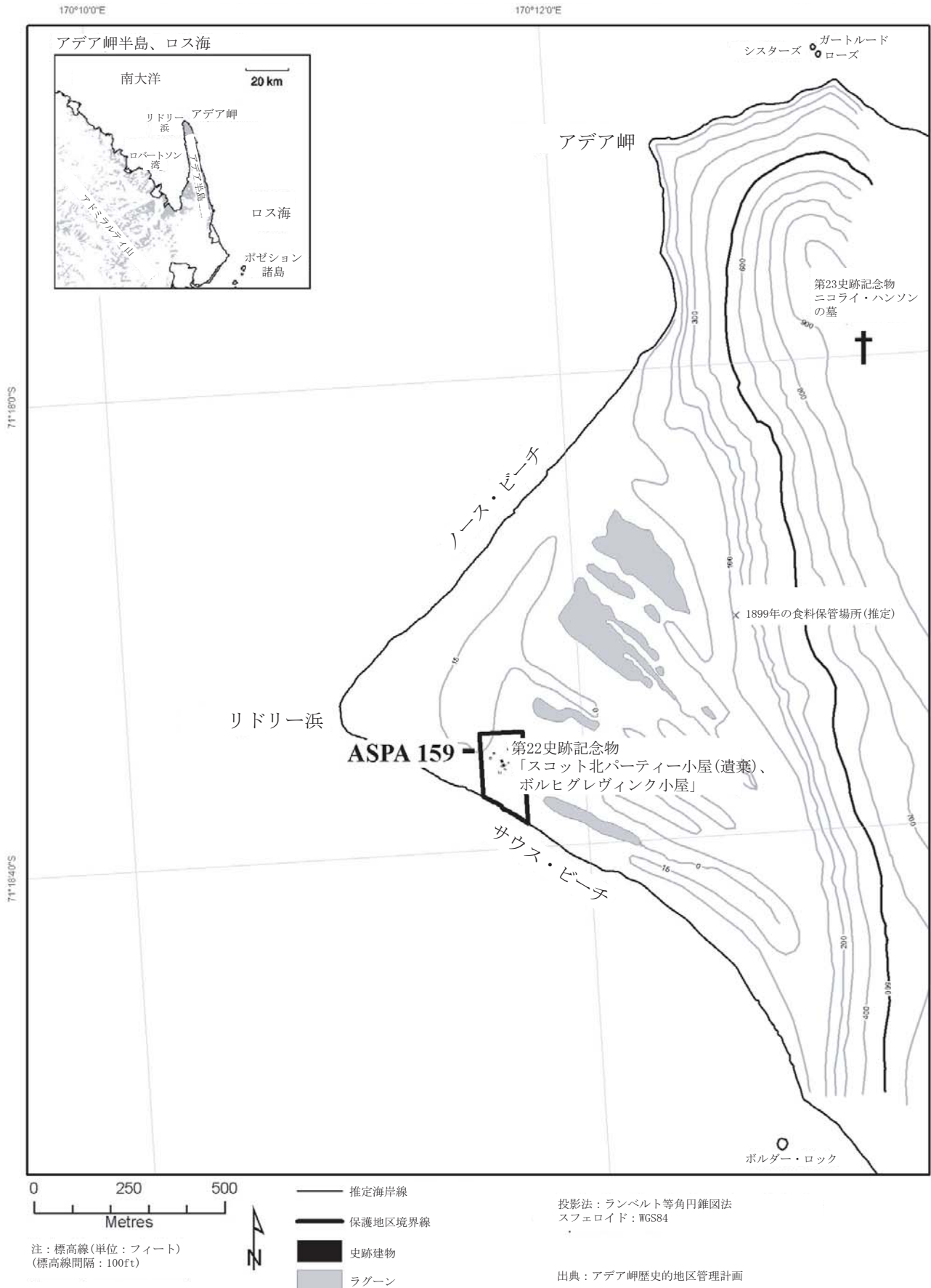
- ・地区内では許可証(または公認の写し)を携帯すること。
- ・本管理計画の必要条件に関する情報は全ての訪問者に提供されなければならない。
- ・7(ii)に規定する行動規範は、保全、研究、モニタリング、管理上の目的など特に必要がある場合を除き、訪問者全てが従う必要がある。
- ・地区への教育的、レクリエーション上の訪問(観光を含む)を補助する主宰者は、夏期シーズンの開始前に、訪問期間中にガイドとして活動し、地区及び管理計画に関する実務上の知識をもった人物を登録すること。
- ・教育上及びレクリエーション上の訪問(観光を含む)は全て、登録されたガイドが監督し、当該ガイドは、訪問者に行動規範の概要説明を行うとともに行動規範の遵守の確保の責任を有する。
- ・締約国は、地区の価値の保護を支援する技術やリソース(特に保全技術)を発展させるため、相談し、協調しなければならない。

7(x) 報告に関する必要事項

締約国は、各許可証の代表者が、実施した活動を記載した報告書を適当な機関に提出することを確保する必要がある。当該報告書には必要に応じ、解決2(1998)付属書4に含まれる訪問報告書に示す事項を含むように必要がある。加えて、7(vii)項に従う物質の除去は全て、除去の理由及び品目の現在の位置又は処分日を含み、詳細にしなければならない。当該品目の地区への返却が生じた場合もまた、全て報告する必要がある。

締約国は地区内の活動の記録を維持し、年次情報交換において、自国の管轄の対象となる人が行った、管理計画の効果の評価を行うのに十分な詳細を含んだ活動の概要を記載したものを提供する必要がある。締約国は、可能な限り、訪問記録の維持、管理計画のレビューの検討及び本地区への更なる訪問の管理に利用されるよう、これらの報告書の原本又はコピーを公的にアクセス可能なアーカイブに保管しなければならない。

地図A 第159南極特別保護地区、アデア岬、歴史的小屋：地域図

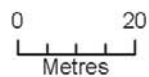
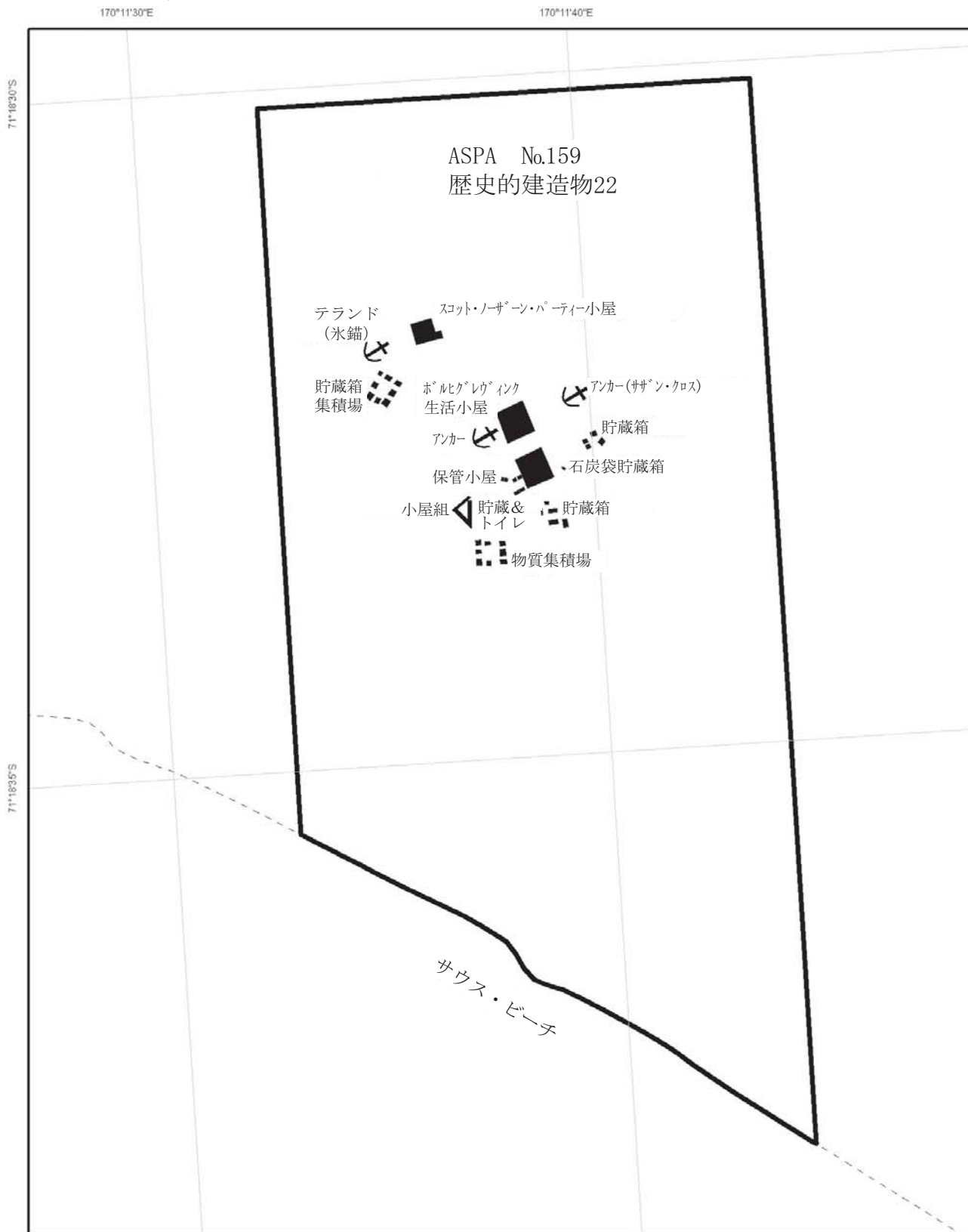


注：標高線(単位：フィート)
(標高線間隔：100ft)

投影法：ランベルト等角円錐図法
スフェロイド：WGS84

出典：アデア岬歴史的地区管理計画

地図B 第159南極特別保護地区、アデア岬、歴史的小屋：地区図



- 推定海岸線
- 保護地区境界線
- 歴史的小屋

投影法：ランバート等角円錐図法
 スフェロイド：WGS84

出典：アデア岬歴史的地区管理計画